

供述の任意性の立証がなされていない
ことを理由として、供述調書等の証拠
調べ請求が却下された事例

供述の任意性の立証がなされていないことを理由として、供述調書等の証拠調べ請求が却下された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	供述の任意性が争われた取調べに係る録音・録画の実施の有無	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	録音・録画記録媒体の証拠調べ請求の有無	判決等の要旨 (供述の任意性についての判断のみ抜粋)
1	窃盗	検察官調書	有	身柄	有	<p>○ 検察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、被告人は、①検挙直後に警察官を被害品陳列場所に案内して写真撮影をしたかどうかははっきり覚えておらず、記憶喚起の趣旨で写真撮影報告書を示されてこれを思い出した様子であり、②写真撮影報告書を示されても、被害品の一つである惣菜を窃取したことを思い出さなかったが、検察官は、そのような供述を聴取した後、供述調書を作成するに際して、①につき、被告人が自発的に「警察官を被害品陳列場所に案内した。」旨述べたため、写真撮影報告書を示して確認したとの内容を読み聞かせ、②につき、写真撮影報告書を示された結果、惣菜を窃取したことを思い出したとの内容を読み聞かせ、被告人はこれらを確認して署名指印した。</p> <p>○ このような供述経過に加え、被告人が血管性認知症に罹患し、作話などの前頭葉症状が出現している旨指摘されていることを併せると、検察官調書のうち却下部分は、被告人が検察官の誘導に対し認知症の影響により迎合して供述したもとのとして、任意性に疑問が残るといわざるを得ない。</p>
2	住居侵入、窃盗未遂	警察官調書	有	在宅	有	<p>○ 警察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、警察官が被害者の部屋の客観的状況に関する捜査結果を手元に置きながら取調べを行い、被告人が客観的状況と整合しない供述をすると、客観的状況と整合的な供述をするに至るまで何度も追及を繰り返したり、被告人に対して自分がやっていないことの証拠を示すよう求めたりした結果、被害者の部屋の状況等について、被告人が警察官の誘導や示唆に迎合的に供述した場面が認められる。</p> <p>○ 本件における被告人の知的能力の程度や会話の相手方に対する迎合的な性格傾向も考慮すると、前記のような執りようかつ誘導的な取調べの結果として得られた警察官調書について、その任意性の存在に問題が何ら存在しないとはいえない。</p>
3	詐欺	警察官調書	無	身柄	無	<p>○ 弁護士から警察官に対し取調べに関する苦情申入れがされていることから、被告人が苦情申出及び申入書に記載された内容のことを弁護士に伝えたことは動かし難い事実と認められる。</p> <p>○ 被告人が当時からそのような話をしているということは、被告人供述を一定程度担保するものであるところ、警察官の証人尋問の内容を踏まえても、特段の対策が取られたという事情もうかがえないため、被告人供述を排斥するだけの信用性を認めることができず、任意性に疑いがある。</p>
4	過失運転致傷	警察官に対する上申書	無	在宅	無	<p>○ 上申書の作成に立ち会った警察官の証言と上申書の内容が矛盾しており、任意性に疑いがある。</p>
5	強制わいせつ致傷	検察官調書	有	身柄	有	<p>○ 不明（判決書等に供述の任意性を否定した理由の記載がない。）</p>
6	青少年保護条例違反等	検察官調書	有	身柄	有	<p>○ 検察官調書①について、検察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、検察官の取調べの態様は、被告人に対し、自らの心証に沿う供述をするよう強い口調で威圧的に働き掛けるものであった（なお、検察官の発言内容からすると、難聴を訴える被告人に対し、声が聞こえるように声量を大きくした結果、このような口調になったと見ることはできない。）。被告人が、取調中に黙り込む場面が度々見受けられることも踏まえると、検察官の取調べにより、当初、被害者の性器を触ったことを明確に認めていなかった被告人が精神的圧迫を受け、この点を殊更に争わない供述をするに至った疑いは否定できない。</p> <p>○ 検察官調書②について、検察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、被告人は、検察官調書②が作成された日の取調べにおいて、一度は被害者の性器は触っていないと思うなどと述べたものの、検察官から検察官調書①の要旨を告げられるや、前回の取調べで供述したとおりであると述べるに至っていることなどからすると、検察官調書②のうち、弁護士が任意性を争う供述は、検察官調書①が作成された際の取調べによる心理的影響下でなされた疑いが否定できない。</p>

供述の任意性の立証がなされていないことを理由として、供述調書等の証拠調べ請求が却下された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	供述の任意性が争われた取調べに係る録音・録画の実施の有無	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	録音・録画記録媒体の証拠調べ請求の有無	判決等の要旨 (供述の任意性についての判断のみ抜粋)
7	詐欺	警察官調書 検察官調書	警察：無 検察：有	身柄	無	○ 警察官は、被告人に対し、決定的な証拠があるなどと告げた上で、LINEグループにおける一連のメッセージのやり取りの中の一つのメッセージだけを示し、被告人が、本件建物の屋根工事に、甲にどのような補助金に申し込むのかを問い合わせるメッセージを送信していることを前提に取調べを行ったこと、その結果、被告人は、その旨誤信し、自白供述をするに至った可能性が高いこと、本件メッセージの前後のやり取り等をみれば、同メッセージが本件建物の屋根工事に、甲に関するものでない可能性があることは容易に把握でき、被告人に対しても、その前後のやり取り等を確認させて弁解を尽くさせるべきであったのに、その機会を与えなかったことが認められるのであって、これらによれば、被告人は、虚偽自白を誘発する危険性の高い不適切な方法を用いた取調べを受けたことにより、真意に反する誤った内容の自白をさせられ、検察官調書及び警察官調書においても、これを是正する機会を与えられないまま、自白供述を維持させられた可能性を払拭することができず、自白供述には任意にされたものでない疑いがあるというべきである。
8	殺人、殺人未遂等	検察官調書	有	身柄	有	○ 検察官が任意性の立証のために証拠調べ請求をした録音・録画記録媒体は、○日、△日、□日（検察官調書①の作成日）、×日（検察官調書②の作成日）の各取調べ状況の一部分のみが記録されたものであるところ、×日の取調べに係る録音・録画記録媒体は、検察官調書②の不同意部分とは異なるやり取りを記録したもので、検察官調書②の不同意部分に係る被告人供述がどのようなやり取りを経て作成されたかを明らかにするものではないから、これについて任意性が立証されたとは認められない（なお、検察官調書②の請求に関して、刑法301条の2第1項の手續が適切に履践されたとも認められない。）。 ○ 次に、□日の取調べに係る録音・録画記録媒体は、検察官調書①の不同意部分（被害者の存在についての認識の程度や被告人が本件現場において被告人車両を向かわせようとした場所）に係るやり取りが記録されたものであるところ、被告人は、公判廷において、検察官調書①作成時に、被害者をはっきり認識できていたか否かについて、あまりはっきり認識できていなかったという内容に供述調書を訂正するよう申し出たが、対応してもらえなかった旨述べていることや、作業車両（規制車両）と中央分離帯の間に突っ込ませようと思った旨の発言をしているにもかかわらず、検察官調書①の不同意部分には作業員や作業車両に突っ込んだ旨の記載がなされていることを踏まえると、これについても任意性が立証されたとはいえない（刑法301条の2第1項の手續が適切に履践されたとも認められない。）。

※ 調査対象事件（令和元年6月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件であって、同年10月24日までに確定したもの）のうち、第一審において供述の任意性の立証がなされていないことを理由として供述調書等の証拠調べ請求が却下されたことが判決書等によって分かる事例を抽出して、本資料を作成した。